

業務委託標準仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の状況を的確に把握し、改築更新を計画的に実施するために必要な図書の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い実施しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い実施しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務の実施にあたり、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受託者は、調査等に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、甲府市上下水道局の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

（１）受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）若しくは上下水道部門（下水道）、又はRCCM（下水道）の資格を有し、管路施設実施設計業務（改築・詳細設計〈布設替え工法及び管更生工法〉）の実績があるものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.1.1 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.1.2 成果品の審査

(1) 受託者は、成果品完成後に甲府市上下水道局の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品を納品し、甲府市上下水道局の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.1.3 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.1.4 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.1.5 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲府市上下水道局、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、道路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現地作業

特記仕様書に示された設計対象路線について、マンホール位置、管路の測距、既設管底高さ、人孔深さの測定、ならびに人孔内の他企業横断管の測定等を行なわなければならない。

2.4 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、ガス、電気、電話等の地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.5 既設管調査

既設管の状態が既存資料で把握できない場合、又は整合がとれない場合は、甲府市上下水道局と協議の上、既設管の調査を行うこととする。

2.6 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は甲府市上下水道局と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者は甲府市上下水道局と打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当たっては、甲府市上下水道局の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について甲府市上下水道局と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、甲府市上下水道局との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

甲府市上下水道局は、業務に必要な下水道事業計画書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、その他関係資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（改築・詳細設計）

4.1 調査

調査とは資料収集、現地調査、地下埋設物調査、現地作業、既設管調査等であり、内容は「第2章」のとおりとする。

4.2 設計計画

既存資料から問題点を整理し、仮排水（水替）、換気計画、施工前処理計画等を併せて検討する。

4.3 各種計算

管強度計算、耐震計算、換気計算、流量計算、工程計算等を行う。

4.4 設計図の作成

位置図、系統図、平面図、横断図、縦断図、構造図、仮設図等の作成を行う。

4.5 数量計算

施工スパンごとに施工延長等を求め、材料等設計に必要な各種数量を算出する。

4.6 更生工法の選定

更生工法の選定は、管きよの老朽化、損傷状態に対応した最適工法を選定する。選定にあたり、

措置を必要とする箇所の管径、損傷状態、既存水量、経済性等を勘案し、最適工法を決定する。

4.7 報告書作成

当該設計に関する概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存水量、管内の状況、管路の損傷状態、施工方法、工程表、当該工法に伴う仕様書等を取りまとめるものとする。

第5章 照 査

5.1 照査の目的

受託者は業務を実施する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門（下水道）若しくは上下水道部門（下水道）の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の計画的な改築更新の重要性を十分に認識し、調査・設計全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- （１）基本事項の確認内容及び課題の把握・整理内容に関する照査。
- （２）検討方法及びその内容に関する照査。
- （３）設計計画の妥当性に関する照査。
- （４）各種計算書の適切性に関する照査
- （５）検討結果と設計図の適切性及び整合性に関する照査。

第6章 設計図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮尺	形状寸法 ・ 提出部数
① 位置図	1/10,000～1/30,000	原図1式・陽画1部
② 平面図	1/500	〃
③ 縦断面図	縦1/100、横1/500	〃
④ 構造図	1/10～1/100	〃
⑤ 仮設図	1/10～1/100	〃
⑥ 水理計算書		A4・2部
⑦ 構造計算書（耐震計算書含む）		A4・2部
⑧ 数量計算書		A4・2部
⑨ 報告書（比較検討書含む）		A4・2部

⑩ 工事特記仕様書

A 4・2 部

6.3 共 通

① 打合せ議事録

A 4・2 部

② その他参考資料（地下埋設物調査資料他）

A 4～A 3・2 部

① 上記図書の電子データ

CD-R又はDVD-R ・ 一式

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）（国土交通省）
- (2) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (3) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道の耐震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (9) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き（案）（日本下水道協会）
- (10) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (11) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド編）同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（開削工法編）同解説（土木学会）
- (17) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (18) 道路土工-仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (19) 道路土工-擁壁工指針（日本道路協会）
- (20) 道路土工-カルバート工指針（日本道路協会）
- (21) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (22) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (23) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (24) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (25) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (26) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (27) その他下水道協会発行の関係図書
- (28) その他下水道新技術推進機構発行の関係図書
- (29) その他関係機関発行の関係図書